

写

教高第112号
教特第35号
教文第132号
教体第117号

令和3年（2021年）4月20日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策に係る県外等への移動を伴う部活動や帰省等における児童生徒等の指導について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、県内における新規感染者が急増し、4月19日から熊本県リスクレベルが「レベル4 特別警報」に引き上げられ、再度、一人一人が危機感と当事者意識を持って感染拡大防止策の徹底が必要な状況となっています。

特に、部活動においては、県内の高校でクラスターが発生し、今後開催予定の県高等学校総合体育大会や県高等学校総合文化祭等への影響も懸念され、生徒の当該大会等出場機会を確保するために、今後更なる対策の強化が必要です。

つきましては、部活動における県外遠征等について下記のとおり変更しますので、関係職員等へ周知していただくようお願いします。また、各児童生徒等に対し、十分な配慮の上、適切な行動をとるよう指導を行うとともに、保護者への周知をお願いします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

また、「部活動における県外遠征等について」（令和2年（2020年）12月4日付け教体第790号及び教文第1775号教育長（通知））は廃止します。

記

1 県外遠征について

県外への練習試合等は当面禁止する。

また、県外からの練習試合等の受け入れも当面禁止する。

2 大会参加について

県外を含む公式大会は、次の（1）～（3）を遵守した上で、参加できるものとする。

（1）遠征前から行うこと

ア 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、感染が流行している地域への移動は慎重に判断すること。感染が流行している地域で大会が開催される場合は、最大限の感染対策を講じること。

イ 県外への大会参加の場合は、運動競技会参加届を県教育委員会に提出すること。（運動部のみ）

ウ 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールすること。また、できるだけ参加生徒も同アプリをインストールすること。

エ 発熱等のかぜ症状等がある生徒は参加させないこと。

(2) 遠征中に行うこと

ア 3密を避けた新しい生活習慣の徹底を行うこと。

イ 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。

ウ 目的地以外の立ち寄り、必要最小限とすること。

エ 宿泊を伴う場合は、令和2年9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(通知)を参考に感染対策を徹底すること。

(3) 遠征後に行うこと

ア 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実に取るなど、遠征後の健康観察にも努めること。

3 合宿について

合宿の実施については、最大の危機感を持って慎重に判断するとともに長期日程とならない計画等の配慮をする。

なお、感染防止対策の徹底ができない場合は実施を見送る。

4 寮生・舎生について

寮生・舎生については、連休中、感染が流行している県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生・舎生が帰省する際は、帰省期間中、検温結果を記録させ、学校でも状況を把握すること。寮・寄宿舎再開時に体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。また、帰省期間中に、発熱等があった場合には、症状が治まり2週間経過観察後、体調等に問題がなければ入寮・入舎させること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること
高校教育課 石村、大塚
TEL：096-333-2685、096-333-2717
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
TEL：096-333-2683
- 運動部活動の対応に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
TEL：096-333-2712
- 文化部活動の対応に関すること
文化課 後藤、村上
TEL：096-333-2704